

## 1 基本方針

学校目標である自立した社会人の育成を進めるため、学習と部活動を両立し、礼節を重んじ、豊かな人間性と自信と誇りを持ち、自らの目標を確立し達成のために努力を怠らない生徒の育成を目指す。

運動部活動は、生涯にわたり心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための能力を養う。さらに、アスリートとして活躍できる人材や将来スポーツ活動の優秀な指導者となれる人材育成を目指す。

文化部活動は、芸術文化等の活動に親しませ、多様な表現や鑑賞を通して豊かな心や創造性の涵養を目指す。

## 2 運営体制

### (1) 適切な運営のための体制の構築

ア 校長のリーダーシップのもと、教師の長時間勤務の解消に向け、外部指導者の活用等を含め、業務改善及び勤務時間管理等を行うなど円滑に部活動が実施できるよう取り組む。

イ 顧問は、基本方針に則り年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長に提出する。

ウ 管理職は部活動の観察や顧問との面談を定期的実施し、顧問の業務負担に配慮する。

## 3 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施に当たっては「運動部活動での指導のガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）」「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月文化庁）」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

(2) 顧問は各分野の関係団体等が作成する指導手引を活用して適切な指導を行う。

## 4 休養日・活動時間

(1) 学期中は週当たり2日以上（平日1日、休日1日）を原則とする。長期休業中には、ある程度長期の休養期間を設けて、多様な活動や学習経験ができるよう配慮する。各部の活動目標や活動施設、部員数等、各部の環境が異なることから上述は各学期単位における休養日の目安とする。

※公式の大会やコンクールなどの出場、練習試合等は除くものとする。ただし、毎週1日以上（平日1日、休日1日）の休養日を設け、学期中の週休日に少なくとも月2回以上の休養日を設け、年間の休養日が78日を下回らないようにする。ただし、事前に保護者・生徒に説明し同意を得るものとする。

(2) 1日の活動時間は、ミーティングやグラウンド整備などの準備時間を除いて平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動とする。

※公式の大会・コンクール等の日の前日から起算し1ヶ月以内の期間は1時間程度活動時間の延長を認める。ただし、事情を保護者・生徒に説明し同意を得るものとする。

(3) 大会参加に当たっては、生徒の健康面・学習面に十分に配慮する。

(4) 全国トップレベルを目指すアスリートの育成や公式大会に向けて特別な取組が必要な場合においては、事前に校長の承認を得る。ただし、事前に保護者の理解を得るとともに、十分な休養の確保と効率的・効果的な活動に努め、生徒の加重負担とならないように配慮する。

(5) 定期考査前・考査中は、学業に支障がでない活動になるよう配慮する。

(6) 熱中症事故防止の観点から、気象庁や環境省、各自治体の情報に充分配慮し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を行う。

(7) 自然災害等の被害防止も含め、生徒の安全に配慮して活動中止や活動時間の変更など柔軟に対応する。